

県職交渉（R元確定③）概要

- 1 日時 令和元年 11 月 27 日（水）
- 2 場所 北館 201 会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外
【組合】委員長，副委員長，書記長外
- 4 議題 住居手当，地域手当，両立支援

【参考】R元確定交渉③ 提案内容

- 住居手当の見直しについて，手当の支給月額が 1,000 円を超えて減額となる職員に対し，令和 3 年 3 月 31 日までの間，手当額の減額幅が最大 1,000 円にとどまるよう，所要の経過措置を講じることとしたい。
- 家族看護等休暇の取得要件について，気象警報等による学校等の臨時休業に係る子の世話を追加することとし，令和 2 年 1 月から実施したい。
- また，会計年度任用職員に係る家族看護等休暇についても，常勤職員に準じて平成令和 2 年 4 月から取り扱うこととしたい。
- その他の課題等については，前回説明した内容等により，引き続き議論したい。

項目	組合主張	当局回答
住居手当	○住居手当の見直しについて経過措置を行う提案があったが，考え方を教えてくれ。	○他県状況や国の措置内容を勘案して，1,000 円を超える部分を対象とした。
地域手当	○マイナス影響のところは，どうにもならないのか。	○1 回目の交渉以降，様々な手法を検討してきたが，今回提案している以上のものが出せなかった。
両立支援	○家族看護等休暇の取得要件に追加する警報等での臨時休校について，対象の警報に制限はあるか。 ○我々は介護短時間勤務の新設や介護時間の取得期間の延長を要求している。法律や他県状況等をしっかり研究して検討してくれ。	○警報だけでなく，地震や事件等，非常・急迫の事情による臨時休校も含む。 ○引き続き努力していく。